

福山市狩猟免許取得費等補助事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥獣による農作物等の被害の低減に資するため、鳥獣捕獲を行うために必要な狩猟免許を新たに取得した者又は猟銃の所持許可を新たに取得した者に対し、予算の範囲内で福山市狩猟免許取得費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 狩猟免許

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下「鳥獣保護法」という。）第39条第1項に規定する狩猟免許をいう。

(2) 猟銃

ライフル銃、散弾銃、ライフル銃以外の猟銃（ハープライフル銃等）をいう。

(3) 鳥獣捕獲

福山市有害鳥獣捕獲実施要領に基づく捕獲及び市内猟友会の会員による狩猟をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 福山市内に住所を有し、申請日が属する年度の前年度以後に狩猟免許（わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許）又は猟銃の所持許可を新たに取得した者。ただし、失効又は取り消しにより免許の再取得に至った者は除く。

(2) 市内のいずれかの猟友会に入会している者

(3) 市税を滞納していない者

(4) 過去に同一の免許の取得及び猟銃の所持許可に係る経費の補助を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は次の各号に掲げるものとする。

(1) わな猟免許の取得に係る経費

一般社団法人広島県猟友会が実施する狩猟免許（初心者）講習会の受講料及び広島県知事が実施するわな猟免許試験の受験手数料

(2) 第一種銃猟免許の取得に係る経費

一般社団法人広島県猟友会が実施する狩猟免許（初心者）講習会の受講料及び広島県知事が実施する第一種銃猟免許試験の受験手数料

(3) 第二種銃猟免許の取得に係る経費

一般社団法人広島県猟友会が実施する狩猟免許（初心者）講習会の受講料及び広島県知事が実施する第二種銃猟免許試験の受験手数料

(4) 猟銃の所持許可に係る経費

広島県公安委員会が実施する初心者猟銃等講習会の受講料、射撃教習資格認定の申請手数料及び所持許可の申請手数料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げる経費の2/3以内とし、千円未満を切り捨てた額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業成績書
- (2) 取得した狩猟免許又は銃砲所持許可証の写し
- (3) 第4条に定める経費に要した領収証の写し
- (4) 福山市内の猟友会に入会していることを証する書類
- (5) 市税の完納証明書

(交付決定及び交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金を決定し、交付する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は2020年（令和2年）4月1日から施行する。